

市・県民税の申告相談

問合せ先 市役所課税課
☎ 0587(32)1205 ID 1004842

市・県民税の申告が必要な方

令和3年1月1日現在、稲沢市に住んでいて、令和2年中に次のいずれかに該当する方は、市・県民税申告が必要です。

- ①確定申告の義務はないが、市・県民税の控除を受けたい
- ②給与所得者で、勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されていない
- ③給与所得者で、給与所得・退職所得以外の所得がありその合計額が20万円以下
- ④その他の理由で所得を申告する



※所得税の確定申告をした方、年末調整済みの給与所得のみの方
また、それらの方の被扶養者などは申告の必要はありません

申告相談会を行います

会場	申告相談 日程*	税理士無料相談 日程*
市役所 大会議室	2月16日(火)～3月15日(月) 午前8時30分～午後4時	2月16日(火)～3月2日(火) 午前9時30分～午後4時
平和支所 第2・3会議室	2月16日(火)～3月1日(月) 午前8時30分～午後4時	2月16日(火)～22日(月) 午前9時30分～午後4時
祖父江支所 大・小会議室	3月3日(水)～3月15日(月) 午前8時30分～午後4時	3月3日(水)～5日(金) 午前9時30分～午後4時

※土・日、祝日を除く。混雑状況により早めに受け付けを終了する場合があります。特に、午前は混み合う傾向があります

主な持ち物

- 税務署から送付された確定申告書・はがきなど
- 平成30年・令和元年分の確定申告書(控)、収支内訳書(控)
- 源泉徴収票や控除証明書など申告に必要な書類
- 印鑑と申告者本人名義の口座番号が分かるもの
- e-Taxを利用したことがある方は、利用者識別番号と暗証番号が分かるもの
- マイナンバーカードまたは番号確認書類と本人確認ができるもの

注意事項

今回から、受付整理券を当日会場で配付するほか、市のホームページからオンラインでも発行します
新型コロナウイルス感染対策として、なるべく郵送での申告書提出をお願いします

- 市・県民税申告のほか、簡易な確定申告に限り受け付けます
- 事業(営業・農業)所得、不動産所得のある方の相談は、収支内訳書が完成している場合のみ対応します。前年の収支内訳書の控え一式も必ず持参してください
- 相談の受け付けは原則、申告相談会場のみとし、課税課窓口では行いません



▲詳しくはこちら

! 次に該当する場合は、市の申告相談会場では受け付けできないため、一宮税務署の申告相談会場(一宮地場産業ファッションデザインセンター。右参照)を利用してください

- 確定申告(控)への税務署受付印が必要な方
 - 死亡した方の分の申告
 - 令和元年分以前の申告
 - 譲渡所得・分離課税の所得のある申告
 - 特定口座年間取引報告書を使った申告
 - 雑損控除
 - 仮想通貨に関する所得の申告
 - 住宅借入金等特別控除の初年度と他の住宅関係税額控除
 - 繰越損失のある方
 - 青色申告
- ※その他内容によっては対応できない場合があります

医療費控除を受ける方

医療費控除を受ける場合は原則として、医療費控除の明細書の添付が必要となります。市の申告相談会場で医療費控除の申告をする方は、医療費控除の明細書を事前に自分自身で作成する必要があります。

注意事項

- 医療費控除は医療費を支払った日が令和2年1月1日～令和2年12月31日までの分が対象
- 予防接種費や文書代など、治療でないものは対象外



～確定申告相談会場、市・県民税の申告相談会場(左)にお越しになる方へのお願い～

1. 入場時の検温の実施

入場時に検温を実施します。37.5度以上の発熱がある、咳などの風邪の症状がある、検温にご協力いただけない場合などには、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱などの症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせず後日来場していただくようお願いします。

2. マスクの着用、手指消毒

マスクを常時着用していただき、会場入口などでは手指消毒をお願いします。

3. 少人数での来場

会場には申告・相談される方のみでお越しください。介助を要するなどの理由から複数人で来場する場合でも、必要最小限の人数でお越しください。



確定申告

問合せ先 一宮税務署 ☎ 0586(72)4331

税務署が開設する確定申告相談会場への入場には「入場整理券」が必要です

▼確定申告相談会場



とき 2月1日(月)～3月30日(火)

午前9時～午後5時

※土・日、祝日を除く。ただし、2月21日(日)・28日(日)は開設します

ところ 一宮地場産業ファッションデザインセンター

令和2年分の申告・納税期限

所得税・贈与税…3月15日(月)、消費税…3月31日(水)

※申告義務のない方が行う還付申告(年末調整済の給与所得のみの方が医療費控除や寄付金控除などで還付を受ける場合など)は、5年間(令和2年分については令和7年12月31日まで)申告することが可能です

入場整理券の配付方法

- ① 当日会場にて紙で配付 ※配付枚数に限りがあり、状況に応じて後日の来場をお願いする場合があります
- ② [LINE]アプリで事前に発行 ※詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください

注意事項

- 入場時に、「入場整理券(当日配付分)」またはLINEで事前発行した際に表示される「受付完了」画面を確認しますので、必ずお持ちください
- 「入場整理券」には会場へ入場できる時間帯が記載されていますので、指定された時間内に会場へお越しください。指定時間に遅れた場合は入場できない場合があります。また、会場の混雑状況に応じ、指定時間内であっても入場をお待ちいただく場合があります



▲国税庁LINE公式アカウント

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 安心・安全なe-Taxのご利用を

申告相談会場に出掛けなくても、自宅などから、パソコン・スマートフォンなどでe-Taxによる申告ができます。

詳しくは、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で確認してください。



▲国税庁ホームページ

動画で見る確定申告

国税庁では、「確定申告書等作成コーナー」の操作方法などを分かりやすく説明した動画集約サイトを開設しています。

ご覧いただき、自宅などからの確定申告をお願いします。

